

## 自動車事故報告規則の改正に関するパブリックコメントの募集結果について

平成21年11月20日

<問い合わせ先>

自動車交通局安全政策課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

(内線 41623)

国土交通省では、平成21年8月13日から平成21年9月11日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せ頂いたご意見については、取りまとめの便宜上、集約させていただきました。また、ご意見については、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| ご意見の概要                                       | ご意見に対する考え方  |
|--|---|
| ・ 報告すべき事故について、省令等で明確化されたい。                   | ・ 今般改正において、新たに追加した事故など、報告すべき事故について、自動車事故報告規則に明確化しております。 |
| ・ 事故を報告しなければならない事業者は、事故の第一当事者に限られるのか明確にされたい。 | ・ 事故を報告しなければならない事業者は、事故の第一当事者であるかは問いません。                |